


- 4. デジタル情報に係る著作権処理に関する基礎的調査研究

Survey on Digital Rights Management

 キーワード	DRM、インターネット放送、著作権管理
Key Words	DRM、Internet Casting、Contents Rights Management

1. 調査の目的

放送番組の全部または一部をデジタル・コンテンツとして再編集し、DVDとして複製する、あるいはインターネット配信により利用者に提供するためには、当該番組の制作に係る権利者との権利処理の問題や、著作権保護などの技術的な問題、採算性やビジネスモデル構築の問題など派生する様々な問題をクリアしていかなければならない。本調査研究では、放送事業者における放送番組の二次利用への取り組みの現状や、放送番組に係る内容情報及び権利情報を管理するデータベースの構築状況、インターネット配信事業者におけるビジネスモデル等の情報を収集・整理した。

2. 調査研究成果概要

(1) 調査の構造

調査の実施に当たっては、放送番組の二次利用に関する業界の最新情報を把握することを目的として、放送事業者、権利者のそれぞれの分野の有識者の協力を得て「デジタル情報に係る著作権処理に関する研究会」を開催した。また、放送事業者やインターネット配信事業者を対象としてインタビュー調査を実施することにより、放送番組の二次利用への取り組みの事例や事業としての可能性、顕在化している課題などを詳細に把握し、新しいビジネスモデルの構築に役立つための検討材料とした。

(2) 調査の内容

放送事業者における放送番組のDVD化の現状

調査を行った全ての地上波放送局においてテレビ放送番組のDVD事業を展開している。事業が軌道に乗っている要因としては、DVDビデオのセキュリティガード技術が社会的に認知されていること、関係団体間の協議により一定の権利処理ルールができてきているということがある。ただし、そもそも放送番組のDVD市場はニッチマーケットであり、放送局はリスクを極力抑えた適正サイズの事業として経営戦略を立てている。

権利処理やセキュリティの問題がDVD事業の阻害要因になっていないため、放送番組のDVD化をビジネスとして考えるのであれば、販売会社と組んでスモールビジネスとしての可能性を検討することは意義があると考えられる。

放送事業者における放送番組のインターネット配信の現状

ある放送事業者は、ブロードバンド回線事業者が行うビデオ・オン・デマンド事業の商用トライアルに、コンテンツホルダーの立場から、保有する膨大な過去の番組アーカイブの中から、権利者の許諾が得られた番組を提供している。インターネット配信番組の権利処理は自ら行っているが、そのコストの一部は配信事業者からの提供料収入＝ミニマム・ギャランティとして回収されており、事業の初期段階における経費負担のリスクは軽減されている。

一方、他放送事業者においては、通信事業者等と共同でコンテンツ・アグリゲーションを行う企画会社を立ち上げ、インターネット配信実験を行うなどして事業参入の道を模索している。ただし、権利処理に多大な手間がかかること、あるいはセキュリティ管理を含めたインフラ部分のコスト負担が重いこと、またサービス利用者が限られているといった理由から、実験レベルに止まっているのが現状である。先行して行った配信実験が全体として低調であったこともあって、今のところ積極的に権利処理をしてビジネス

を展開していくという考えはない。

放送番組のインターネット配信のための権利処理について

放送番組のインターネット配信に関する権利処理ルールは、音楽著作権については JASRAC にインタラクティブ配信の規定がある(ただし「仮承認」扱い)ほかは、現在権利者団体と利用者団体(民放連など)の間で協議が進められている段階である。このため現段階において放送局は、文芸、音楽、実演、レコードその他の素材の各権利者と個別に交渉する必要があり、非常に手間のかかる作業となっている。外国楽曲のレコードは、権利者との利用許諾交渉に時間がかかり、使用料も高額になるなど内国曲のレコードに比べ権利処理は困難を極めている現状にある。従って、二次利用の可能性があるならば、演出上必要不可欠でない限り、外国曲のレコードの使用を回避すべきである。

放送番組の内容情報及び権利情報のデータベース化について

放送番組の二次利用に先立って、地上デジタル放送用コンテンツの内容情報の適切な管理及び権利処理業務の効率化のため、放送番組の内容情報と権利情報のデータベース化を検討すべきである。ただし、整備には相応のコストもかかるため、必要に応じて段階的かつ効率的に整備していくことが望まれる。整備のプロセスとしては、当面は、地上デジタル放送に向けたデータ放送や EPG のための基本的なデータベースを構築し、二次利用(ネット配信事業・DVD 事業)の計画が固まった段階で、新たなデータ項目を追加し、検索や統計処理などの機能を備えたデータベースを再構築すべきである。

インターネット配信事業の実現可能性

放送事業者が、放送番組のインターネット配信事業をビジネスとして行うならば、コンテンツホルダーとコンテンツ配信元を兼ねるスキームと、コンテンツホルダーに徹するスキームの2つが考えられる。

前者の場合は、初期投資として配信インフラにかかるコストが非常に重いものとなる。この他に、権利者に対する利用許諾料やコンテンツのエンコード費用、著作権保護にかかる費用、プロモーション費用、運用にかかる人件費などのランニングコストが必要である。費用対効果を考えるとビジネス的に到底成り立つものではなく、その実現可能性は低い。

後者の場合は、初期投資及びランニングコストの負担は無いため、前者に比べれば現実的であるといえる。このスキームでは、パートナーとなる配信事業者(ブロードバンド回線事業者やコンテンツ・アグリゲータなど)を見つける必要があるが、現在の配信事業者はエンターテインメント系のコンテンツを集める傾向があり、その他のコンテンツに対する需要は未知数であること、当該事業者との間で利益配分モデルの構築や手数料の配分方式を決定することにも相当の困難を伴うこと、コンテンツホルダーへの配分(権利処理コスト控除後の実質的利益)は僅かであることなど、事業の採算性の点で未解決の課題が山積している状況にある。